

横浜市 3 R 活動優良事業所認定要綱

制 定 平成 23 年 7 月 13 日 資一第 292 号 (局長決裁)

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 資一第 1242 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、事業系廃棄物の分別排出や、発生抑制、再使用、再生利用（以下「3 R 活動」という。）に顕著な功績を挙げ、他の模範となる事業所又は事業所で構成された団体（以下「事業所等」という）を 3 R 活動優良事業所として認定し、その取組を広く紹介することにより、事業系廃棄物の分別排出や 3 R 活動を推進することを目的とする。

(認定対象)

第 2 条 この要綱による認定対象は、本市において事業活動を行い、前条の目的によりふさわしいと認められる事業所等とする。

(認定基準)

第 3 条 前条に定める 3 R 活動優良事業所の認定基準は、別表 1 のとおりとする。

(認定候補事業所)

第 4 条 第 2 条に定める 3 R 活動優良事業所の認定候補事業所は、次のとおりとする。

- (1) 事業系廃棄物の分別排出や 3 R 活動に顕著な功績を挙げ、他の模範となる事業所等として事業系廃棄物対策課担当課長が推薦するもの
 - (2) 3 R 活動優良事業所として認定を希望し、横浜市 3 R 活動優良事業所認定申請（推薦）書（様式第 1 号）により申請するもの
 - (3) 事業所等以外の者が、3 R 活動優良事業所として認定することがふさわしいものとして横浜市 3 R 活動優良事業所認定申請（推薦）書（様式第 1 号）により推薦するもの
- 2 事業系廃棄物対策課担当課長は、前項各号の規定により認定候補事業所の候補者名簿を作成するものとする。
- 3 事業系廃棄物対策課担当課長は、前項の規定に基づき候補者名簿を作成するにあたり、必要な調査を行うことができる。

(認定委員会)

第 5 条 前条の規定に基づき推薦又は申請のあった認定候補事業所のうち 3 R 活動優良事業所として認定すべきものを審査するため、横浜市 3 R 活動優良事業所認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、委員長、副委員長及び数名の委員をもって構成する。
- 3 委員長には資源循環局長を、副委員長には資源循環局事業系廃棄物対策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 認定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(認定の方法)

第 6 条 委員会の審査の結果、認定基準に適合したと認められた認定候補事業所については、市長名による認定証（様式第 2 号）を授与するものとし、必要に応じ記念品等を授与することができるものとする。

(優良事業所等の公表)

第 7 条 認定された 3 R 活動優良事業所については、事業所名等を資源循環局のホームページに掲載し公表するものとする。

(認定の取消し)

第 8 条 3 R 活動優良事業所としてふさわしくない事実が判明したときは、委員会の審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源循環局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表2 (第5条第6項関係)

委員長	資源循環局長
副委員長	事業系廃棄物対策部長
委員	副局長
	政策調整部長
	家庭系廃棄物対策部長
	総務課長
	政策調整課長
	3R推進課長
	業務課長
	街の美化推進課長
	事業系廃棄物対策課担当課長